

# 年金

## 国民年金保険料の免除制度が変わります

国民年金保険料の免除制度については保険料の全額を免除する全額免除、保険料の半額を免除する半額免除の2段階免除と若年者（30歳未満の方）を対象とする「若年者納付猶予制度」および大学生・専門学校生などの学生を対象とする「学生納付特例制度」で実施してまいりましたが、7月からは保険料の4分の1を免除する1/4免除・保険料の4分の3を免除する3/4免除が新たに加わり全額免除と3段階の一部免除となります。

納付猶予特例は変わりません。※一部免除する場合次の保険料額（月額）の納付が必要になります。

未納の場合は一部免除が無効となります。

4分の1免除 10、400円  
2分の1免除 6、930円  
4分の3免除 3、470円

### 対象

- ①所得の少ない方
  - ②失業により保険料を納付することが困難と認められたとき（離職票などの写しが必要）
  - ③事業の休止・廃止により離職者支援資金貸付制度による貸付金の交付を受けたとき（貸付決定通知書の写しが必要）
- 免除期間の取り扱い**  
保険料が未納であると老齢基礎年金の受給額には反映されません。しかし、免除を受けると全額免除は免除を受けた期間の3分の1、半額免除は免除を受けた期間の3分の2が老齢基礎年金の受給額に反映されます。

若年者納付猶予および学生納付特例は納付猶予ですので受給資格期間には入りませんが受給額には反映されません。

**その他**  
免除期間は、10年以内であれば保険料が追納できます。ただし、2年を経過すると当時の保険料と加算額が追納額になります。

### 申請免除に必要なもの

年金手帳・印鑑・学生証（学生納付特例申請の方）  
※平成18年1月2日以降高浜市に転入された方は、申請者とその配偶者及びその世帯の世帯主それぞれの平成17年分所得（課税）証明書（所得額・

控除額のわかるもの）ただし若年者納付猶予については、世帯主は必要ありません。

※今年度・前年度の失業により申請する場合  
雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証などが必要です。

### 問合せ先

国民生活グループ  
☎52-1111（内線261・262）

# 環境

## 7月のし尿収集作業日程のお知らせ

7月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。  
作業は、天候などの理由で2〜3日前後することがあります。また、臨時にし尿収集を希望される方は、2〜3日前までに収集業者（高浜衛生株式会社）まで申し出てください。

**申込先（収集業者）**  
高浜衛生株式会社  
☎53-0516

### 7月のし尿収集作業日程表

月日	区	域
7月1日(土)		
2日(日)		
3日(月)	青木町六〜九丁目	
4日(火)	青木町二〜五丁目	
5日(水)	春日町一〜七丁目	
6日(木)		
7日(金)	湯山町、神明町、沢渡町	
8日(土)		
9日(日)		
10日(月)		
11日(火)	稗田町一〜五丁目	
12日(水)	稗田町五〜六丁目、二池町一〜三丁目	
13日(木)	二池町四〜六丁目	
14日(金)	碧海町二〜五丁目	
15日(土)		
16日(日)		
17日(月)	芳川町、田戸町二・三丁目	
18日(火)	田戸町三・四丁目	
19日(水)	田戸町五〜七丁目	
20日(木)	本郷町	
21日(金)	呉竹町二〜六丁目	
22日(土)		
23日(日)		
24日(月)	呉竹町六・七丁目、屋敷町一〜三丁目	
25日(火)	屋敷町四〜七丁目	
26日(水)	向山町一〜六丁目	
27日(木)	向山町六丁目、小池町	
28日(金)	小池町、新田町、八幡町	
29日(土)		
30日(日)		
31日(月)	論地町、清水町	

※土・日曜日は休みです。

### 問合せ先

国民生活グループ ☎52-1111（内線265）